

**第三次滋賀県環境総合計画
の改定について**
(答申素案)

平成 25 年 9 月
滋賀県環境審議会

目 次

答申にあたって

はじめに

- 1 新しい滋賀県環境総合計画
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画期間

第1章 環境を取り巻く現状～国内・国外、滋賀県

- 1 近年の環境を取り巻く状況
- 2 本県の環境の現状

第2章 目指すべき将来の姿

- 1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」
- 2 東日本大震災が私たちに与えたもの
- 3 目指すべき将来像

第3章 基本目標

- 1 県民の環境意識
- 2 将来像実現に向けた基本目標
- 3 基本目標設定の背景と考え方

第4章 環境施策の展開

環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 環境学習・教育の推進～実践・行動できる人づくり、その先の社会づくりへ
- 2 環境と調和した産業・まちづくりへの転換

琵琶湖の価値の継承

- 1 琵琶湖流域の総合保全～マザーレイク21計画（第2期計画）の推進
- 2 水・土壌の環境保全対策の推進
- 3 琵琶湖の健全な生態系の保全・回復
- 4 琵琶湖ルール of 推進と外来魚の駆除
- 5 生物多様性の保全・再生の仕組みの構築と取組の推進
- 6 自然環境の総合的保全
- 7 みどりづくりの推進
- 8 調査・研究の推進と成果の活用

環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 大気環境保全対策等の推進
- 3 化学物質対策等の推進
- 4 騒音・振動・悪臭対策の推進
- 5 景観・歴史的環境保全の推進
- 6 省資源・資源循環（3R）の推進
- 7 廃棄物の適正処理の確保

第5章 複雑化・多様化する環境問題への対応

- 1 直面する環境問題の特徴
- 2 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて～課題解決の仕組み
- 3 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて～人育て・人育ち

第6章 計画の推進

- 1 基本目標達成に向けた視点～4つの視点
- 2 関係諸計画への確実な位置付け
- 3 計画の進行管理について
- 4 滋賀県庁環境マネジメントシステム

はじめに

1 新しい滋賀県環境総合計画

(1) 滋賀県環境総合計画の改定の根拠

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を平成9年10月に策定、平成16年3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年12月には「第三次滋賀県環境総合計画」(以下「第三次計画」とする。)として、それぞれ改定されました。

第三次計画は、平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)まで5年間に講じるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度末で計画期間が終了することとなります。

このため、今後の滋賀県の環境施策のさらなる実効性を高めるため、社会・経済等の様々な情勢の変化に対応し、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、改定を行ったものです。

第2節 環境総合計画

(環境総合計画の策定)

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境総合計画」という。)を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(環境総合計画との整合等)

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(2) 第四次滋賀県環境総合計画の位置づけ

環境総合計画は、県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。

地球温暖化対策、琵琶湖の総合保全、廃棄物対策等分野別の具体的な施策、目標等は、これら分野別計画において定めます。

2 計画の性格と役割

この計画は、滋賀県環境基本条例第12条に基づき策定する県の環境行政の基本計画です。環境の保全に関する基本目標、施策の方向、行動視点などの重要事項を定

めるもので、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担います。

同条例第 13 条では、県は「施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるもの」とされており、また「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるもの」とされています。

この計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。

この計画の将来像の実現に向けては、県民、事業者、NPO等民間団体、行政など多様な主体が、日常の生活や社会経済活動が環境に及ぼす様々な影響などを理解し、その上で、適切な役割分担のもと、各主体が他人ごとではなく、自分ごととして環境課題をとらえ環境保全に向けた実践行動を進めていく必要があります。

このため、本計計画では別途「淡海のくらし～環境への心づかい～」を策定し、具体的な取り組み例を明示します。

3 計画期間

計画期間は、平成 26 年度（2016 年度）から平成 30 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。なお、社会経済や環境を取り巻く状況変化などへの対応が必要な場合、計画を適時見直すことができる柔軟性かつ順応性のある計画とします。

第1章 環境を取り巻く現状～国内・国外、滋賀県

1 近年の環境を取り巻く状況

第三次計画が策定された5年の間に、環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第三次計画策定後の環境をめぐる動きについて、概観することにします。

(1) 近年の環境をめぐる動き

地球温暖化

平成19年に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の世界の平均気温上昇のほとんどは人為起源による可能性が非常に高い」と指摘しています。今後も化石燃料に依存する社会が続けば、年平均気温は21世紀末までに約4.0(2.4～6.4)度上昇することが予測され、地球温暖化による琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されています。

削減に向けては、国際的な協力枠組みが必要となりますが、平成24年のCOP18では、2020年以降の新たな法的な枠組み構築に関する作業計画が決定されたところで

す。一方、我が国では、排出削減目標値（平成32年度）を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法」は廃案となり、現在、国の温暖化対策が検討されています。

また、温暖化対策の具体策としては、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」を創設し、平成24年10月から施行しました。この課税により、化石燃料の使用を抑制することによるエネルギー起源CO₂の排出削減を進めるとともに、その税収を活用して、再生可能エネルギーの導入促進等の温室効果ガス削減対策によりエネルギー起源CO₂の排出削減が期待されています。

また、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、平成24年7月から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。

生物多様性

平成22年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23年(2011年)以降の新戦略計画（愛知目標）が採択され、各国は愛知目標達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。そのポイントは、社会活動全体を通じ、広く効果的な実践が要求されている点にあります。

また、昨年3月の東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことが必要から、平成24年9月に、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

資源循環型社会

社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組法として平成 13 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを踏まえて、廃棄物処理法の改正をはじめ、一連のリサイクル法が施行されました。

また、平成 20 年 3 月には、基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

平成 21 年 6 月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」が平成 22 年 12 月に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組体系の整備が進んでいます。

平成 24 年 8 月には携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法が制定されました。

平成 25 年 5 月「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R 国際協力の推進等を新たな政策の柱としています。

環境学習および環境保全活動

持続可能な社会をつかっていくためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切であることから、環境保全活動を促進する法律（「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」）が平成 15 年 7 月制定されました。さらに、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要となっていることや、国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」の動き、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境学習をなお一層充実させる必要があることから、平成 23 年 6 月には、この法律が大きく改正されました。

なお、近年、国際社会では、持続可能な社会の実現を目指し、私たちひとり一人が社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画する力を育むことを目指す教育や学習活動を「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」（以下、ESD）と呼び、世界の国々が ESD の推進に取り組むようになっていきます。

（2）国・県・世界の主な動き（平成 21 年度以降）

【滋賀県における動き】

滋賀県基本構想「未来を拓く 8 つの扉」の策定（平成 23 年度）

滋賀県低炭素社会づくり推進に関する条例の制定（平成 23 年度）

滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成 23 年度）

マザーレイク 21 計画（第 2 期改定版）の策定（平成 23 年度）

【関西および日本国内の動き】

関西広域連合の発足（平成 22 年度）：広域環境保全局の事務局を滋賀県が担当

- 3. 1. 1 東日本大震災の発生および原発の事故（平成 22 年度）
- 電力逼迫に伴う節電行動～関西広域連合および滋賀県での取組（平成 23・24 年度）
- 国の第四次環境基本計画の策定（平成 24 年度）

【世界の動き】

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の名古屋開催（平成 22 年度）
- 国連持続可能な開発会議（リオ + 20（平成 24 年度））

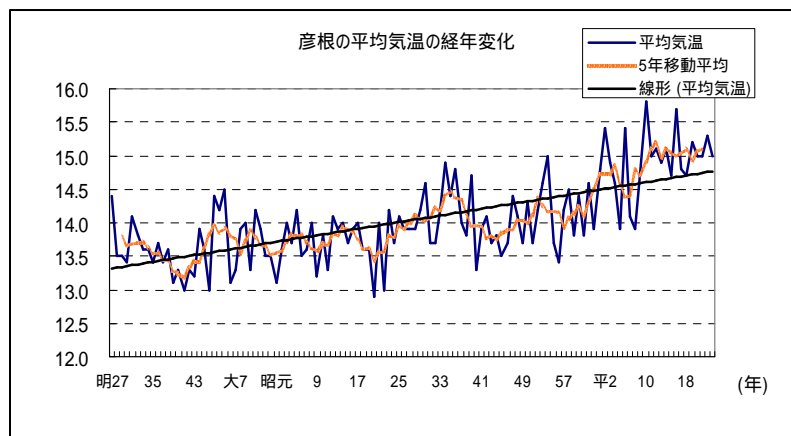
2 本県の環境の現状と課題

地球温暖化

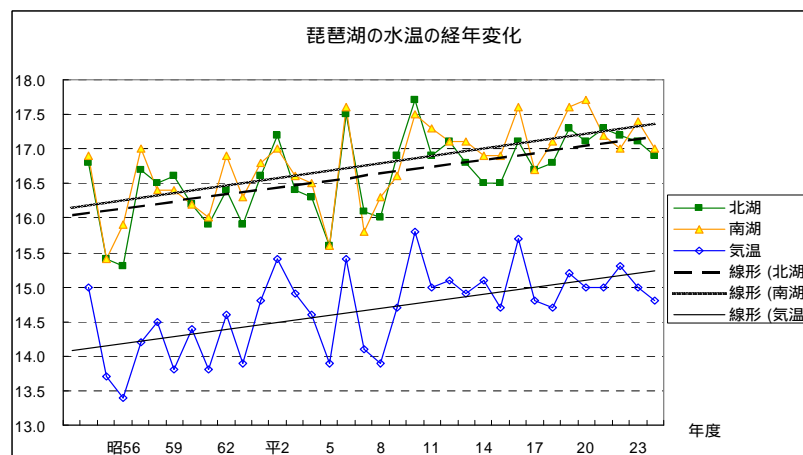
【平均気温と琵琶湖の水温】

彦根地方気象台によると、県内（彦根市）の気温の経年変化について、明治 27 年（1894 年）から平成 23 年（2011 年）の間上昇傾向にあり、年平均気温は 100 年あたり 1.24 上昇しています。（図 1）。また、琵琶湖環境科学研究センターによると、琵琶湖表層の水温は、気温と同様に上昇傾向にあります。（図 2）。

（彦根市の平均気温 図 1）



（琵琶湖の水温 図 2）

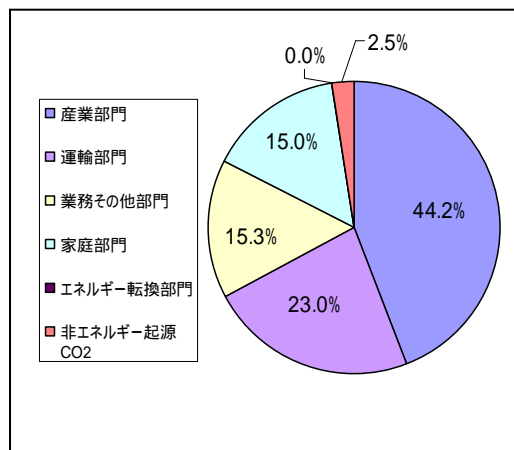


【温室効果ガス排出の現状】

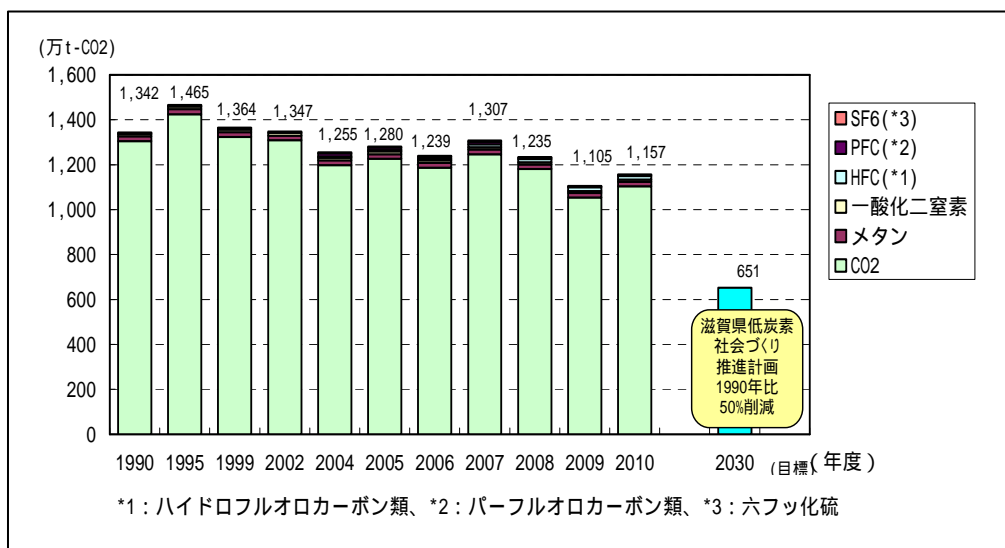
滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、CO₂削減対策が重要です。部門別割合は、産業部門、運輸部門、業務その他部門、家庭部門の順に大きな割合となっています。（図3）

滋賀県域における2010年度の温室効果ガス総排出量は、1,107万t（CO₂換算）であり、1990年度比13.8%減（185万t減）、過去5年（05～09）平均比6.2%減（76万t減）となっています。（図4）

（滋賀県におけるCO₂排出量の内訳 平成22年度 図3）



（滋賀県における温室効果ガス排出量の推移 平成22年度 図4）



自然環境

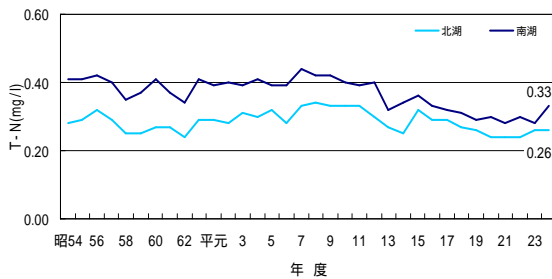
【琵琶湖の水質の「質」の変化】

琵琶湖の水質は、近年改善傾向にあり、窒素、リンは横ばいもしくは減少傾向で、富栄養化は抑制されてきていると評価されます。一方、有機汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）は昭和59年以

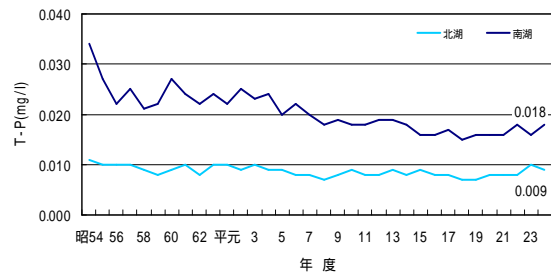
降上昇傾向にあり、現在もその状況は続いています。

また、内部生成される難分解性有機物の増加や植物プランクトンの特異的な増殖、溶存酸素の早期の低下などの水質変動などが見られる年もあり、これが琵琶湖の水質のレジームシフト（大気・海洋・海洋生態系からなる地球の動態の基本構造が数十年間隔で転換すること。「広辞苑」より）につながらないか調査解析をしているところである。

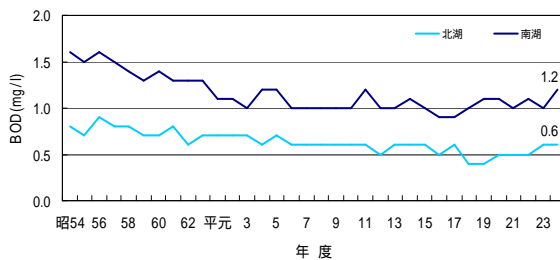
（全窒素（T-N） 図5）



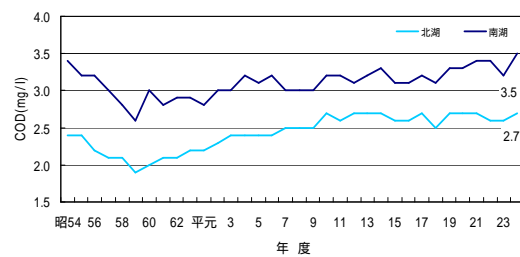
（全りん（T-P）図6）



（生物化学的酸素要求量（BOD）図7）



（化学的酸素要求量（COD）図8）



【水草の異常繁茂】

南湖の水草は、平成6年の大渇水をきっかけに急激に増えはじめ、年により繁茂の度合いは異なりますが、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっています。南湖における水草の大量繁茂は、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底のヘドロ化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状態が続いています。

また、「オオバナミズキンバイ」という新しい特定外来水生植物の生息の拡大がみられ、根絶に向けた駆除を進めているところですが、生態が不明であることから、根こそぎ駆除以外の有効な対策が確立されていません。

【生物多様性の劣化】

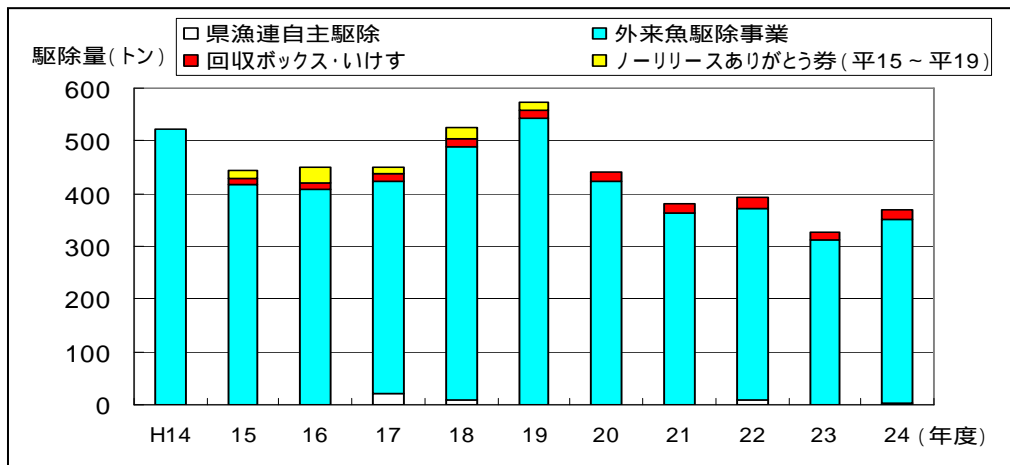
滋賀県には60種以上の固有種をはじめ、多種多様な野生生物が生息・生育しています。

「滋賀県で大切にすべき野生生物2010版」によると、回復傾向にあるものもありますが、依然として個体数の減少や生息・生育環境の悪化が進んでいることが明らかとなっています。

【外来魚の異常繁殖】

昭和50年代から琵琶湖で異常繁殖する外来魚（オオクチバス・ブルーギル等）は、琵琶湖固有の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減産を引き起こす主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年300～500トン程度の駆除を行っています。この結果少しずつではありますが、推定生息量は減少傾向にあります。

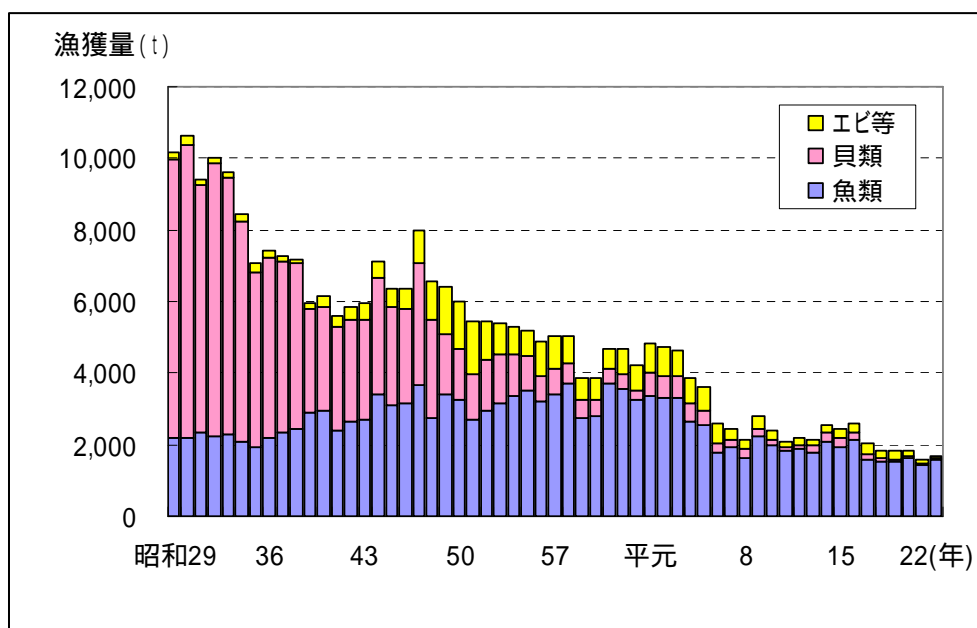
（外来魚の駆除量 図9）



【在来種の減少】

琵琶湖の漁獲量は昭和30年には10,000トン前後ありましたが、昭和30年代に急激に減少し、その後は増減を繰り返しながら昭和50年代末までおよそ5,000トンで推移していました。しかし、平成に入ってから再び大幅に減少し、近年は2,000トンから2,500トン程度の状況が続いています。

（琵琶湖における漁獲量 図10）

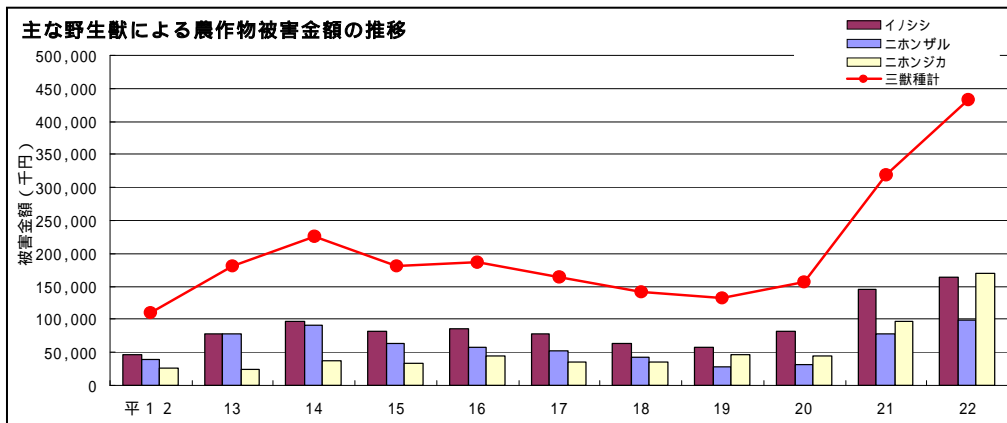


【鳥獣による被害の拡大】

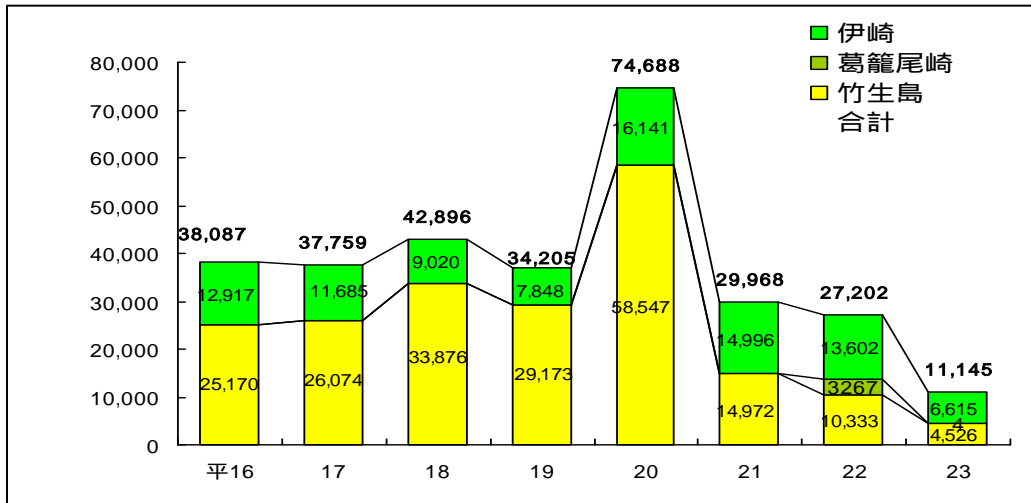
近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、生物多様性の劣化など自然生態系へも及んでいます。

特に、ニホンジカによる被害は、生息頭数の急激な増加に伴って下層植生への食害などによる森林生態系の影響が顕著になり、水源かん養機能や土砂流出防止機能などの森林の公益的機能の低下が懸念されています。

(主な野生獣による農作物の被害金額 図11)



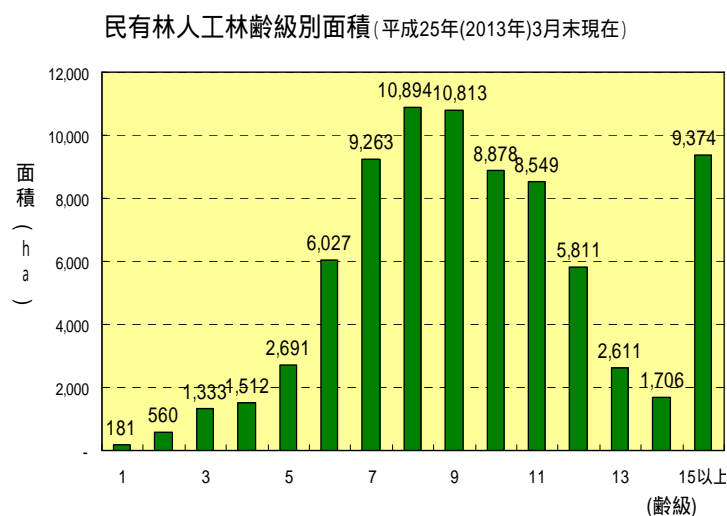
(カワウの生息数推移(秋期) 図12)



【森林づくりの現状】

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止、砂漠化の防止などの地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、県においても森林の手入れ不足による多面的機能の低下が大きな問題となっています。特に人工林のうち9齢級(45年生)以下の森林については、間伐などの保育が必要であり、全体の54%となっています。

(民有林人工林齢級別面積 図 1 3)



【大気・化学物質の現状】

滋賀県の大気汚染の状況として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素などの有害大気汚染物質についてはすべての測定地点で環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質は環境基準が達成されていません。近年は、ほとんどの年で光化学スモッグ注意報が発令されています。

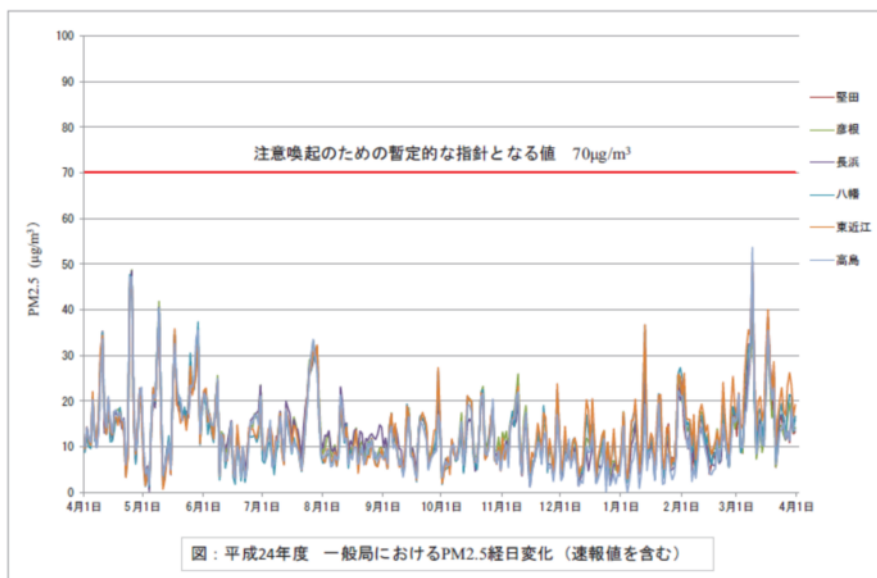
越境汚染が指摘されている、微小粒子状物質 (PM2.5) の滋賀県内の状況については、長期基準は達成しているものの、短期基準においては、未達成の測定地点が半数強あります。

法律に基づく県内の化学物質の排出量は年々低下傾向にあるものの、工業県である本県の特徴を反映し、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあり、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進が必要です。

(大気関係環境基準達成状況 (平成 24 年度 図 1 4)

	一般環境大気測定地点		自動車排出ガス測定地点	
	全地点数	環境基準達成地点数	全地点数	環境基準達成地点数
二酸化窒素	9	9	4	4
浮遊粒子状物質	9	9	4	4
光化学オキシダント	11	0	3	0
二酸化いおう	6	6	1	1
一酸化炭素	0	0	4	4
ベンゼン	6	6	1	1
トリクロロエチレン	6	6	1	1
テトラクロロエチレ	6	6	1	1
ジクロロメタン	6	6	1	1

(微小粒子状物質 (PM2.5) 測定値 (平成 24 年度) 図 1 5)



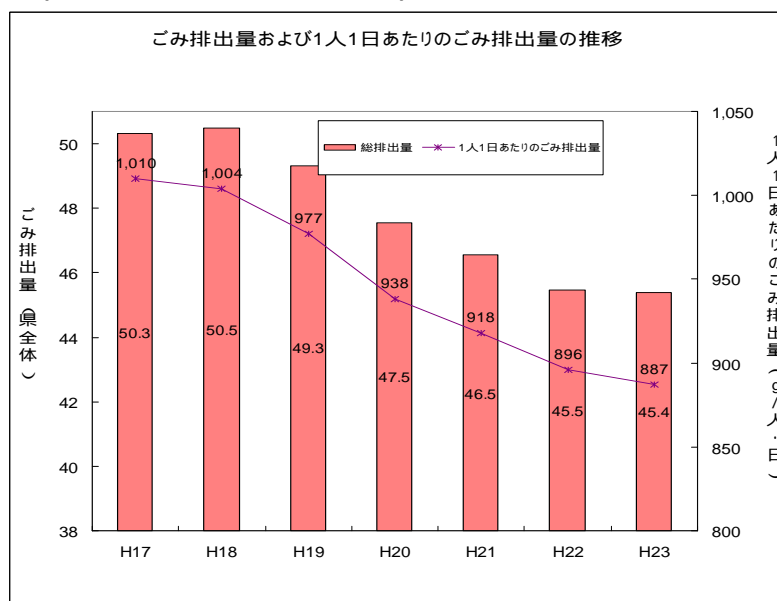
資源循環型社会

平成 23 年度のごみの排出量は 454 千 t、1 人 1 日あたりのごみ排出量は 887g となっており、平成 17 年度以降は減少傾向となっています。また、総資源化量は 86 千 t、埋立量は 50 千 t となっています。

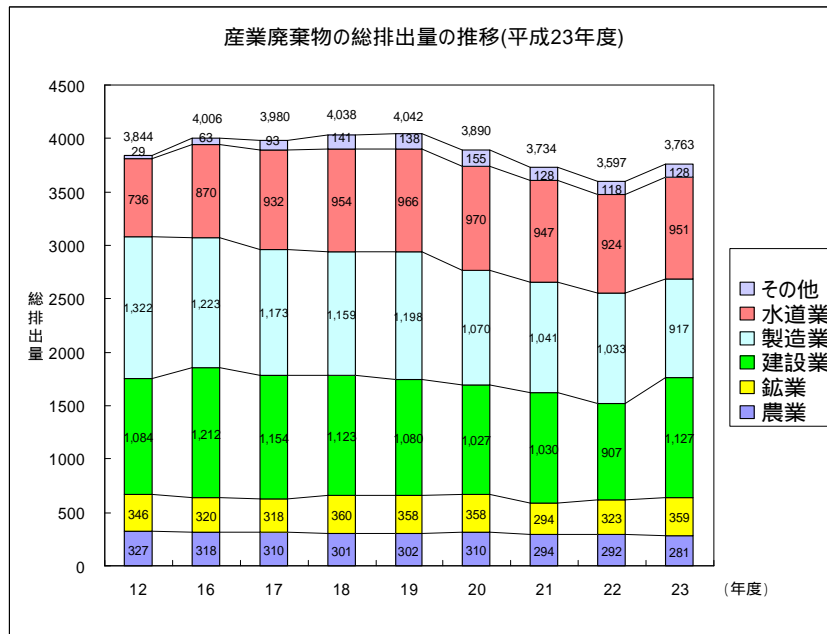
平成 23 年度における産業廃棄物の総排出量は 3,763 千 t となっており、前年度に比べ増加しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。

産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理は跡を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。産業廃棄物の不法投棄などについては、多少増減はありますが、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間 150 件あまりの発生が見られます。

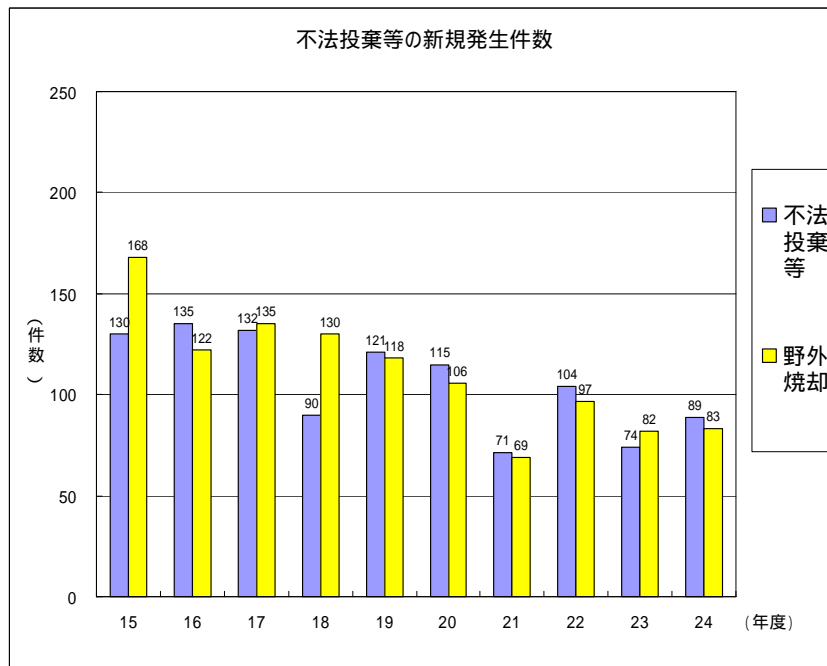
(ごみ排出量の推移 図 1 6)



(産業廃棄物の総排出量の推移 図17)



(不法投棄の新規発生件数 図18)



第2章 目指すべき将来の姿

1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」

社会・経済活動の急速な進展やグローバル化は、私たちに物質的な豊かさと高度な社会・経済と利便性をもたらしました。しかし、同時に「大量生産・大量消費型」の社会システムを作り上げ、かけがえのない地球環境への負荷を急速に増大させてきました。

第三次計画では、こうした大量生産・大量消費型のライフスタイルのあり方を見直し、持続可能な社会を構築していくことが重要であるとの認識に立ち、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置けました。

第三次計画の目指すべき将来の姿「持続可能な滋賀社会」は、おおむね一世代後である平成42年(2030年)を想定し、その実現を図るために、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会を想定しています。(下記図「2030年の将来の姿」(参照))これは、策定後5年経過した今もなお、変わることのない将来像として位置づけることができます。

今回の改定にあたっては、第三次計画に掲げる将来の姿(「持続可能な滋賀社会」)を継承しつつ、第三次計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や県民等の環境に対する意識変化などを踏まえつつ、本県が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)



[2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)]

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会。

自然・気候

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

産業

高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。

また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

まちづくり

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス、鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりあるまちづくりが進んでいます。

また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり(都市機能の集約化)が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

暮らし

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切に、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べることができるようになっていきます。

2 東日本大震災が私たちに与えたもの

「つながり」や社会との結びつきの意識

平成 23 年 3 月 11 日に東日本を襲った大震災や大津波により、改めて、私たち人間は自然の中で生かされていることに気が付かされました。また、人と人、人と生きもの、そして人と自然との「つながり」や「絆」の大切さを考える契機ともなりました。

内閣府が行った社会意識に関する意識調査（平成 25 年 2 月調査）では、「東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか」の問いに、「前よりも大切だと思うようになった」と答えた者の割合が 77.5%となっています。

また、「東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か」では、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」をあげた者の割合が 64.5%と最も高く、以下、「地域でのつながりを大切に思う」(60.0%)、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」(46.5%)と続いており、人々の社会との結びつきやつながりの意識が高まっていることが伺えます。

豊かさや大量生産・大量消費型社会への意識

震災は上水道、下水道などのライフラインを分断し、日本各地の店舗では、ペットボトル入りの水が売り切れる事態となり、大量に水を使う現代社会の脆弱性を認識することとなりました。さらにこの震災をきっかけに生じた電力不足などの出来事は、省エネや節電を含めて、私たちのライフスタイルをより環境配慮型に転換していかなければならないという意識を強めました。

こうした、環境を取り巻く状況や意識の変化は、豊かさに対する意識やこれまでの社会経済のあり方に対する考え方に大きな変化をもたらしています。

内閣府の「国民生活に関する世論調査（平成 24 年度）」では、今後の生活において、「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」の問いに、「心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた者の割合が約 64%となっており、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合の約 30%を大きく上回りました。（図 19）

平成 24 年度に実施された調査（「平成 25 年度版環境白書（環境省）」）では、「これまでの大量生産・大量消費型の経済を多少なりとも変えていく必要がある」と回答した人の割合が約 80%という値となっており、環境配慮への意識が高まっていることが伺えます。（図 20）

良好な環境を次世代へ

また、「将来世代に残す社会で重視されるべきもの」についての質問に対しては、「良好に保全された自然環境や生活環境」を重視するとの回答が、「心身ともに健康なこと」との回答に次いで多い結果となっています。

「良好に保全された自然環境や生活環境」を重視すると回答した人は約 70%にのぼっており、多くの人々が、将来の世代に、環境が保全されている社会を残したいと望んでいることが伺えます。(「平成 25 年度版環境白書(環境省)」)(図 2 1)

東日本大震災からの教訓

日本各地域では、過去の自然災害の教訓を基に、知恵と工夫により、その特性に応じたまちづくりなど対策を講じてきました。しかし、今回の東日本大震災は、自然が引き起こす様々な現象は、人間の力だけでコントロールすることは到底困難であることを改めて認識させ、どのように自然と共生していくべきなのかを考えさせる重要な機会となりました。

また、将来世代に向けて、持続可能な社会を育てていくためには、地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、自然共生型社会の実現などが必要なことに加え、何よりも「安全」がその基盤として確保されることが前提であることを認識させられました。

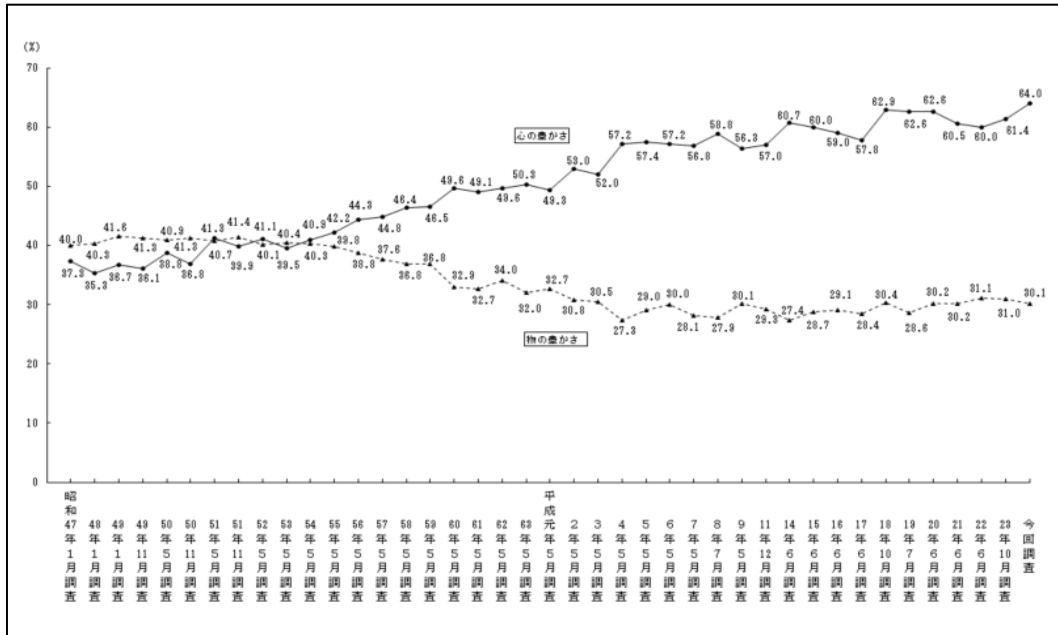
これまで、私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求し、それを実現するために、大量生産・大量消費型社会を構築してきたといえます。しかし、それと引き換えに生まれるリスク予知を、私たちは過小評価してきたのかもしれない。

環境問題に関して言えば、私たちは、その問題の原因や影響を抑制する「緩和」策だけでなく、その危機がやってきても、「適応」して生き残る社会を構築していくことが重要です。そのためには、地域に応じた「賢い適応」が必要であり、地域の知恵と工夫による環境問題への「適応」は、結果的に地域のあり方を変え、地域が抱える様々な課題解決をも導く可能性を持ちます。

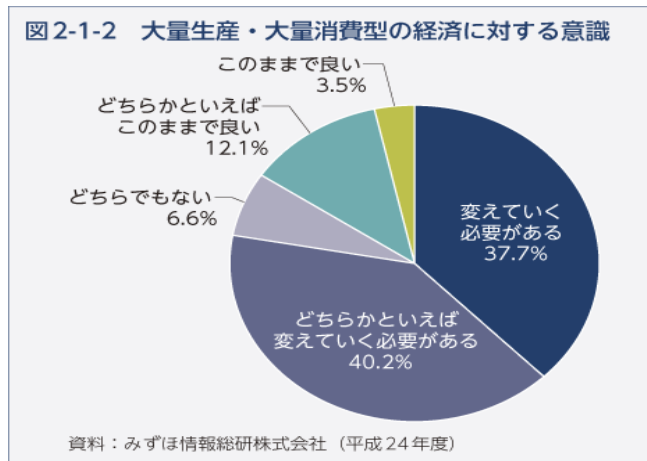
震災を契機に、いま一度、環境の影響を含めた様々なリスクを洗い出し、これまでのライフスタイルや社会経済のあり方を見直し、私たちを取りまく環境に「適応」するとともに、環境に負荷をかけない持続可能な社会を築いていくための、新しい生き方を選択するターニングポイントとしていく必要があります。

【国民生活に関する世論調査（平成 24 年度調査）】

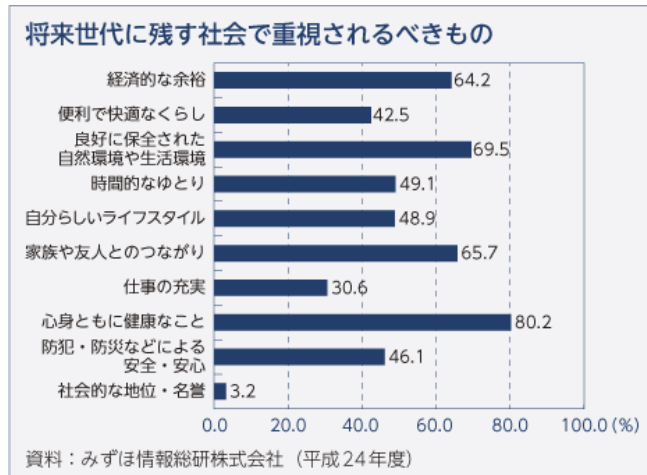
Q「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」（図 19）



(図 20)



(図 21)



3 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現

(1) 将来像設定の考え方

第三次計画では、「持続可能な滋賀社会」を将来の目指すべき将来の姿と位置づけ、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という長期目標により、総合的な施策の推進を図ってきました。

今回の計画では、環境を取り巻く状況と意識変化等を考慮し、計画の将来像を、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現としました。

環境の将来像を考える上でもっとも大切なことは、滋賀県に住み、暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる滋賀社会を構築していくことが重要であると考えます。そのためには、県民をはじめ、滋賀県を構成する各主体が、滋賀の環境に満足し、一人ひとりが、その環境に自信と誇りをもつことを目指していきます。

では、自信と誇りがもてる環境とはどのような環境なのでしょうか。そのヒントは、滋賀の県名の中に隠されています。県名の「滋」と「賀」の漢字には、次のような意味が含まれています。「滋」は糸たばを並べた形で、それが水を含んで「ふえる」ことを意味します。これが、「うるおう・しげる・うまい」という意味となり、「やしなう」の意味にもなったといわれています。一方、「賀」のもとの意味は、生産力を高めるために行う農耕儀礼だといわれ、これが転じ、すべての生命や生産について「いのり・いわう」の意味に使われています。(白川静著「常用字解」) このように滋賀という県名には、水が潤沢にあり、魚や米などの農水産物が豊富に収穫される豊穡な土地であること。さらにそれらを祈り・祝い、慈しむという意味が読み取れます。

加えて、滋賀には若さと活力、日本一の琵琶湖、豊かな水田、美しく郷愁をいざなう里山、大学や民間研究機関などの知的集積などの強みが存在します。これらの強みを活かし、県名から読み取れる、恵み豊かな環境を創りあげていくこそが、県民の自信と誇りある社会づくりにつながるのではないのでしょうか。

私たちは琵琶湖を県の中央に抱き、四方を山々に囲まれ、水、森、大気、大地、そして、いきものが滋賀という空間の中で、何百色もの糸が織りなす繊細な織物のようにつながって、それぞれの地域で様々な役割を担いながら、滋賀の環境を形づくっています。わずかの糸の綻びが、織物を損なうように、滋賀の環境を構

成する一本一本の系の大切さに思いをいたすことが重要です。

環境は全ての「いのち」の基盤です。私たちは、人間という生物として、さまざまな生物とともに暮らしており、環境を介して、未来に生きる「いのち」とつながっています。私たちは、同じ「いのち」をもつ存在として、他の「いのち」を尊重し、共感しあうことができます。

琵琶湖がたたえる豊かな水は、琵琶湖周辺のみならず、琵琶湖・淀川流域の社会・経済活動を支える「いのち」の水となっています。私たちは、琵琶湖の水を通じて、下流域の「いのち」と繋がっており、琵琶湖の水を守ることは、下流域の「いのち」を守っていることにほかなりません。

環境はすべての「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へ繋ぐことができる唯一の存在です。さまざまな「いのち」を尊重し、共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。

幸い、滋賀県には「石けん運動」を始めとする琵琶湖の水質保全の歴史と、それによって培った県民や事業者の高い環境意識があります。礎は、既に先輩たちが築いたのです。あとは、私たち一人ひとりが、環境問題を自分ごととしてとらえ、いつか誰かという待ちの姿勢ではなく、「今」「私」が小さな一歩を踏み出すことが重要です。

本計画では、子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現を計画の将来像に掲げ、滋賀に暮らす、皆さんとともに、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」に取り組んでまいりたいと思います。

第3章 基本目標

1 県民の環境意識

第三次計画の改定に先立ち、県が優先的に取り組むべき環境課題や施策を把握するため、平成24年6月5日から6月29日にかけて、環境に対する県民の意識調査を実施しました。（平成24年度「県政世論調査」）

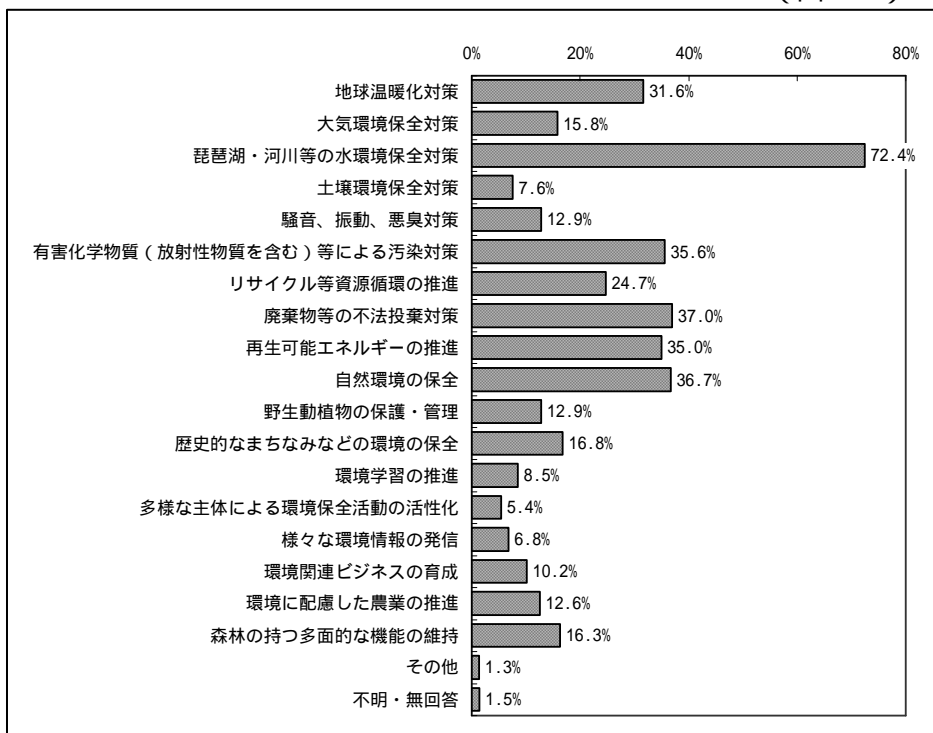
県が優先的に取り組むべき環境課題や施策について

結果：「琵琶湖・河川等の水環境保全対策」への関心の高さ

県が優先的に取り組むべき環境課題や施策については、「琵琶湖・河川等の水環境保全対策」が72.4%で最も多く、以下、「廃棄物等の不法投棄対策」が37.0%、「自然環境の保全」が36.7%、「有害化学物質（放射性物質を含む）等による汚染対策」が35.6%、「再生可能エネルギーの推進」が35.0%と続いています。

他の分野と比較しても、県民の「琵琶湖・河川等への水環境保全」への関心の高さが際立っています。

（図22）



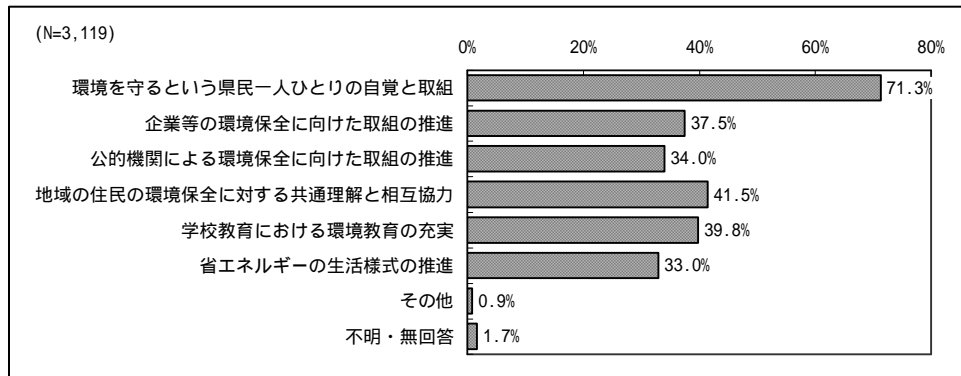
環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か。

結果：県民一人ひとりの自覚と取組が重要

環境問題の解決に重要なことについては、「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%で最も多く、以下、「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」が41.5%、「学校教育における環境教育の充実」が39.8%、「企業

等の環境保全に向けた取組の推進」が 37.5%と続いています。

(図 2 3)

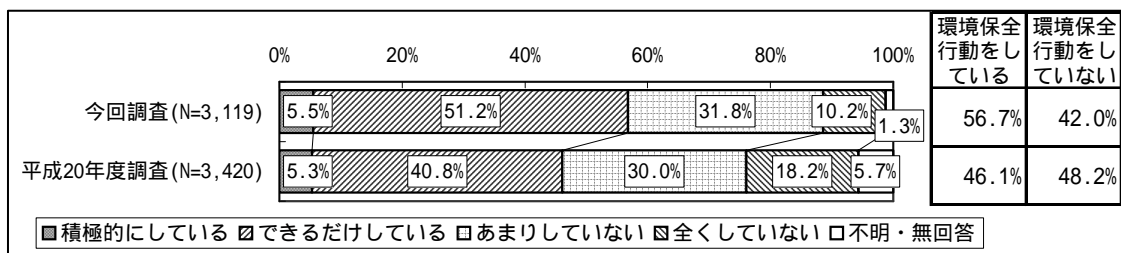


あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか。

結果：約半数の県民が環境保全行動を実践している。

「環境保全行動」の実践状況については、『環境保全行動をしている』（「積極的にしている」と「できるだけしている」の合計）は 56.7%となっており、平成 20 年度調査と比較すると 10.6 ポイント増加しています。また、『環境保全行動をしていない』（「あまりしていない」と「全くしていない」の合計）は 42.0%となっており、平成 20 年度調査と比較すると 6.2 ポイント減少しています。2 人に 1 人以上の県民が何らかの環境保全行動をしています。環境を守って行くためには、各主体・全ての人自分ごととして、環境問題を捉える必要があることから、残りの県民の環境保全行動への参加をいかに促していくかが重要です。

(図 2 3)



2 将来像実現に向けた基本目標

今日環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば、地球温暖化の問題は地球環境だけではなく、廃棄物・リサイクルなどの生活環境、水やみどりなどの自然環境などに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。琵琶湖では、汚濁負荷削減が進んでいる一方で、在来魚の不良が続くなど、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっています。

将来像を実現していくためには、広い視野から総合的・統合的に取組を進めていく必要があります。このため、基本目標設定にあたっては、先に述べた、県民の環境に対する意識や環境を取り巻く現状等を踏まえ、次の3つの基本目標を設けます。

この基本目標は、県の環境施策の大きな指針を定めるもので、第4章に掲げる各種施策や、別に策定されている各分野別計画を方向づけるものです。

[3つの基本目標]

環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

- ～主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりにつなげます。
- ～環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります。

琵琶湖環境の再生と継承

- ～活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
- ～生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

- ～生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。
- ～環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。
- ～ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ資源循環型社会をつくります。

3 基本目標設定の背景と考え方

環境の未来を拓く「人」「地域」の創造

- ～主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりにつなげます。
- ～環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります。

背景

[滋賀の潜在的可能性]

日本全体として、少子高齢化社会が到来する中で、滋賀県は15歳未満の人口割合が全国3位、人口あたりの大学生も全国第3位となっており、若さと活力にあふれ、潜在的に環境を支える人材が多く存在する県です。

〔先達の実践運動〕

また、本県には、過去から受け継がれてきた、美しい琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと実践行動の土壌があります。例えば、琵琶湖で大規模な赤潮が発生した昭和 50 年代、琵琶湖を守るために県民が主体となって始まった「石けん運動」は、美しい琵琶湖を次世代に引き継ごうとする県民の意思の強い表れであり、身近な消費、生活行動の中で展開された実践行動の 1 つでした。

展開

〔人づくりその先の社会づくりへ〕

将来像の実現のためには、様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて自分ごととして捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要です。すなわち、気づく、学ぶ、考える、行動するといった人づくり（人材育成）に止まることなく、その先にある社会づくりにまでつなげていく必要があります。

今日発生している環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルや工業や産業活動などに多くを起因していると考えられます。その解決に向けては、県民、事業者、NPO、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要となります。生産から消費までの各段階において、省エネルギー、資源循環などの環境配慮型ライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、行政各主体も自ら率先した取り組みを実践することが重要です。さらに、そのライフスタイル・ビジネススタイルを社会の仕組みとして埋め込み、環境に優しい行動が「湖国の文化」といえるまでの継続した取り組みを進めていくことが必要です。

〔環境保全と地域の活性化〕

国の第四次環境基本計画においては、環境と経済と社会をともに発展させることを目標として、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進を優先的に取り組む重点分野の 1 つに掲げています。

滋賀県は、日本のまんなか位置し、交通の要衝であるという恵まれた地理的条件を活かし、全国でも有数の「モノづくり県」として発展してきました。特に、太陽電池やリチウム電池等、今後さらに大きく成長すると見込まれるエネルギーや水環境ビジネスの分野での工場の集積が進んでいます。

こうした状況を背景に、環境産業の一層の振興を期して、県内の産学官が連携し、平成 10 年から毎年、環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

平成 25 年 3 月には「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進しています。

また、滋賀県が事務局を担っている関西広域連合環境保全局においても、「関西スタイルのエコポイント事業」などを実施し、地域の活性化につなげる取組を進めています。滋賀県下では、住民の主体的な動きが活発で、日本初の信託方式の

市民ファンド「コナン市民共同発電所プロジェクト」などの取組が進んでいます。今後、さらに、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込み、経済・環境リスクの克服と地域に根ざした事業の展開を図ることが重要です。

琵琶湖環境の再生と継承

～活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。

～生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

背景

【県民の暮らしや心を映す鏡】

琵琶湖は、約 400 万年前に生まれ、豊かな生態系と琵琶湖にしかない貴重な固有種を生み出してきました。また、琵琶湖ほど、人とのかかわりを古くまでたどれる湖は他にありません。この地に住み処をおいた住民は、琵琶湖の恵みを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業などにおいて、独自の文化を育んできました。また、琵琶湖は、近畿 1,450 万人の命の水瓶として、人々の生活に欠かせない存在となっているとともに、地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境でもあります。まさに、県民の「暮らし」や「心」を映す鏡でもあります。

【遠い水・近い水】

私たちを取り巻く社会は、戦後の高度経済成長期を経て、大きく変わりました。琵琶湖総合開発により私たちが得た快適な暮らしは、以前のように、日々の暮らしの中で川や琵琶湖に気を配る必要のない暮らしとなりました。

その一方で、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖を人びとの意識から「遠い」また「見えにくい」(「遠い水」)存在にしてみました。

東日本大震災は上水道、下水道などのライフラインを分断し、日本の各地の店舗では、ペットボトル入りの水が売り切れる事態となり、私たちは大量に水を使う現代社会の脆弱性や井戸水など、身近な「水」(「近い水」)の重要性を再認識させることとなりました。

展開

【琵琶湖再生に向けて】

これまでの琵琶湖の環境政策は水質保全対策が中心であり、その結果、流入負荷の削減などには一定の成果を上げてきました。今後は、これらの対策を継続しながら、水や琵琶湖と人びととの「かかわりそのもの」に目を向け、生活意識の「内面を豊かにする」ことが大切です。

このためには、県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、恵みを食すことなどにより、琵琶湖の価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生を進めることが重要です。

[生物多様性の確保および森林保全の取り組み]

加えて、豊かで望ましい生態系を保全する取組のさらなる強化が図られ、生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生が求められます。

また、県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿 1,450 万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、また自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、森林の有する多面にわたる機能の維持と発揮を進める取り組みが必要です。

環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

~生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。

~環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。

~廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップにより持続可能な社会づくりを進めます。

~生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます

背景

[まったなしの地球温暖化対策]

温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響は、異常気象の頻発、海面の上昇、生態系の変化など様々な問題を引き起こしています。

彦根地方气象台によると、県内（彦根市）の気温の経年変化について、明治27年(1894年)から平成21年(2009年)の間に、年平均気温は100年あたり1.2度上昇しています。琵琶湖環境科学研究センターのデータによると琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあり、地球温暖化による琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されており、地球温暖化対策はまったなしの状況にあります。

滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素(CO₂)がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、CO₂削減対策が重要です。部門別割合は、産業部門、運輸部門、家庭部門、業務その他部門の順に大きな割合となっています。

展開

[地球温暖化防止に向けたライフスタイルとビジネススタイルの転換]

このため、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルを見直すとともに、再生可能エネルギーなどの新技術の導入促進を図りながら、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換をすすめる必要があります。

背景

[大気や地下水・化学物質等の現状と課題]

自然の再生能力を超えた人為的な環境負荷が、大気や地下水・土壌等の汚染などの環境問題の原因の1つとなっています。これらに起因する健康や生態系、農作物などへの影響が懸念されており、今後も汚染の状況等を継続的に監視していくことが必要です。また、有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への更なる対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害などの対策も必要です。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素などについては、県内すべての測定地点で環境基準を達成していますが、その一方で、光化学オキシダントや PM2.5 は環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されており、国外からの大気汚染物質への関心も高まっています。

法律に基づく県内の化学物質の排出量は年々低下傾向にあり、法令遵守は行われているものの、本県では、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。工業県である本県としては引き続き、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進が必要です。

展開

[化学物質対策等の促進等]

有害化学物質による環境リスク、土壌汚染などの環境問題への更なる対応や、日常生活に支障を及ぼす騒音・振動・悪臭・光害など対策を引き続き行う必要があります。

[放射性物質調査等について]

近畿 1,450 万人の水源である琵琶湖を預かる本県として、大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民に適時情報提供等を行うことは、安全・安心を確保する観点から重要です。

[景観保全対策]

また、琵琶湖を中心とした、優れた景観は、滋賀への愛着と誇り、ひいては、地域社会の活力を育てることにつながります。行政と県民・事業者等が連携しながら、豊かな環境の保全と創造に努めていく必要があります。

～ 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組のステップアップにより持続可能な社会づくりを進めます

背景

[大量生産・大量消費型社会と廃棄物]

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、便利で快適な生活をもたらした一方で、不要となった大量の廃棄物を排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加など、環境に大きな負荷を与えながら、社会経済活動を行ってきました。

展開

[再資源化・再利用化の進んだ社会]

持続可能な滋賀社会を実現するためには、ゴミの減量化、再資源化・再利用化が進んだ社会を作り上げていく必要があります。

そのためには、生産、流通、消費、廃棄等の全段階を通じて、汚染物質や廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的な利用を進めるとともに、廃棄物の適正処理を図っていくことが重要です。

[3 R の推進]

できる限り廃棄物の排出を抑制（リデュース）し、廃棄物となったものについては、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）するなど可能な限り適正な循環的利用を行い、最後にどうしてもできないものについては、適正に処分することを基本に、企業・事業者、県民および行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開し、循環型社会への転換を更に進めていきます。

第4章 環境施策の展開

この章では、第3章で定めた基本目標ごとに、施策の目標および具体的な施策の展開を示します。

環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- ～主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりにつなげます。
- ～環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります。

(施策の目標)

環境問題や持続可能社会の実現を、「自分ごと」としてとらえ、実践・行動できる人材の育成や地域づくりが進んでいます。(1)

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が進み、これらの取り組みが「滋賀の文化」の一つと呼ばれるまで活発化しています。(2)

自家用車に頼らず、バスや自転車などにより、身近な移動が手軽にできるよう交通環境の整備を進めます。(2)

本県の環境関連技術の研究成果が活用されなどして、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築が進んでいます。(2)

環境こだわり農業など、環境配慮型農業が県農業のスタンダードとして定着しています。(2)

【施策の展開】

1 環境学習・教育の推進～実践・行動できる人づくり、その先の社会づくりへ
環境学習の関連施策の体系的・総合的な推進、環境学習を担う人材の育成と活用、
地域における体験・実践の場づくり、環境重視と県民協働による川づくり・森林づくりの
推進、学校教育における環境教育の推進

2 環境と調和した産業・まちづくりへの転換
ライフスタイル・ビジネススタイルの転換、環境にやさしいエコ交通の推進、地域との
協働・住民の参加の促進、環境産業の育成、環境保全型農業の推進

琵琶湖の価値の継承

- ～活力ある営みの中で、琵琶湖と人が共生する社会をつくります。
- ～生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

(施策の目標)

琵琶湖のもつ多面的な価値を守り育て、活用することを通じて、安全・安心な水環境の確保と人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生が進んでいます。(1)

工場や事業場等からの汚濁物質の排出管理が適正に実施されるとともに、生活排水や農業排水対策などの流入負荷量の削減が進むことにより、河川・琵琶湖における水質改善が進んでいます。(2)

内湖やヨシ群落などを再生することにより、在来種や希少動植物種などの生態系の回復が進んでいます。また琵琶湖に大量に繁茂する水草の適正な除去などにより、琵琶湖環境の改善が進んでいます。(3)

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(琵琶湖ルール)」のもと、レジャー利用の適正化に向けた取組が進んでいます。(4)

多様な主体との連携・協働のもとに、多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保ちながら、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生が進んでいます。(5)

自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施や地域の開発などあたっては、自然環境に配慮し、豊かな自然環境が保全されています。(6)

「環境に配慮した森林づくりの推進」、「県民の協働による森林づくりの推進」、「森林資源の循環利用の促進」、「次代の森林を支える人づくりの推進」により、森林の多面的機能が持続的に発揮し、県民総ぐるみによる森林づくりが進んでいます。(7)

環境問題に迅速かつ円滑に対応するために、調査・研究体制の充実を図るとともに、環境保全などの本県が蓄積してきた情報の発信や調査・研究による国際的な貢献を進めます。(8)

【施策の展開】

1 琵琶湖流域の総合保全～マザーレイク21計画(第2期計画)の推進
琵琶湖流域の生態系の保全・再生、暮らしと関わりの再生

2 水・土壌の環境保全対策の推進

水質保全対策による総合的な保全、 下水道等の効果的・効率的な整備、 琵琶湖への点源および面源からの流入負荷削減対策、 地下水汚染等の調査と改善、 農村の健全な水循環の確立、 水源涵養対策

3 琵琶湖の健全な生態系の保全・回復

ヨシ群落の保全、 内湖再生の推進、 水草対策の推進、 南湖での漁場再生の取組、 総合的視点からの琵琶湖淀川流域の管理

4 琵琶湖ルールの推進と外来魚の駆除

5 生物多様性の保全・再生の仕組みの構築と取組の推進

「(仮称)滋賀県生物多様性戦略」の策定および推進、 野生動植物の保護、 野生有害鳥獣対策の推進、 生物の多様性に配慮した自然公園の適正な管理

6 自然環境の総合的保全

7 みどりづくりの推進

森林の多面的機能の発揮、 県産木材の利用拡大、 多様なみどりづくりの推進

8 調査・研究の推進と成果の活用

環境への負荷が少ない安全で快適な社会の構築

- ～生活の豊かさを実感できる低炭素社会・省エネルギーの社会への転換を進めます。
- ～環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくれます。
- ～廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップにより持続可能な社会づくりを進めます。

(施策の目標)

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」および「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」等に基づく、県民・事業者・行政等が一体となった温室効果ガスの削減を進んでいます。(1)

地域資源を活用した、再生可能エネルギーをはじめとする分散型エネルギーの確保が進んでいます。(1)

工場や事業場からの大気汚染物質が適正に管理され、大気に関する環境基準が達成・維持され、県民がよりよい大気環境を享受できるようになっています。(2)

化学物質等の適正な管理が行われ、化学物質等の排出が抑制されることにより、環境リスクが低減されています。また、環境リスクコミュニケーションが広まり、県民・事業者・行政が化学物質に関する情報を共有し、安全安心な生活環境が実現しています。(3)

悪臭や騒音・振動に関して、各環境法規制の運用により、快適な環境が維持されるようになっています。(4)

地域の特性に応じた景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を図られています。また、文化財や伝統文化などを親しみ、潤いのある生活につなげるよう活用が進んでいます。(5)

廃棄物の発生を抑制(リデュース)し、再利用(リユース)や廃棄物を資源として活用(リサイクル)するなど、資源循環の取組が定着し、廃棄物の減量化や効率的な再資源化が進んでいます。(6)

「滋賀県廃棄物処理計画」にもとづき、県民、事業者、市町、県が各々の役割と責任のもと、廃棄物の減量や適正処理の徹底が進んでいます。(7)

【施策の展開】

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止対策の推進、 再生可能エネルギー導入促進

2 大気環境保全対策等の推進

3 化学物質対策等の推進

化学物質対策等の促進、 環境コミュニケーションの普及・促進、 放射線物質調査等
情報の提供

4 騒音・振動・悪臭対策の推進

5 景観・歴史的環境保全の推進

6 省資源・資源循環（3R）の推進

7 廃棄物の適正処理の確保

第5章 複雑化・多様化する環境問題への対応

* 以下本日（9月13日）審議事項（論点2）に関する章です。

1 直面する環境問題の特徴

（1）環境問題は複雑化・多様化

（2）環境問題は時間を超える

（3）環境問題は空間を超え

（4）まとめ

2 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて～課題解決の仕組

3 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて～人づくり、その先の社会づくりへ

第6章 計画の推進

環境基本計画に掲げた取組の推進にあたっては、県民のニーズを把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、改善を図っていきます。

具体的には、平成23年2月から導入している滋賀県環境マネジメントシステムを活用し進行管理を進めます。毎年度PDCAサイクルにより、環境指標を設定し、点検と評価を行います。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、滋賀県環境審議会に報告するとともに、滋賀の環境（環境白書）や県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

1 計画推進に向けた視点～4つの視点

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現するためには、第4章に掲げる施策を推進していくとともに、県民や事業者・NPO等様々な主体が、日常生活や事業活動のなかで環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。その際に、環境保全等に関して、配慮すべき視点を以下に記述します。

【4つの視点 はじめる×つなげる×おもいやる×ひろめる】

視点1 はじめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

視点2 つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

視点3 おもいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4 ひろめる

地球規模で考え、地域から実践し、世界に発信する。

はじめる

視点1 「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

環境問題のほとんどは、私たちの日々の活動が大きく関係しており、未来の世代まで負担を強いるものが多いのが現実です。環境に配慮した行動の一つひとつの積み重ねが、良好な環境を次の世代に引き継ぐことができるかの鍵となります。課題解決に向けては、「いつか」「だれか」が解決してくれるだろうという受動的な姿勢ではなく、「いま」「私」が能動的に行動を始めることが大切です。

つなげる

視点2 多様な主体や場のつながりを活用した取組を進める。

先にも述べたように、東日本大震災は人々の社会との結びつき意識やつながり

の意識を高めたと言われています。家族間のつながりの他、地域でのつながり、社会全体として助け合いなど、人々の社会との結びつきやつながりの意識が高まっていることが伺えます。

人々の環境との「つながり」は様々ありますが、特に、「世代」のつながりを深めるため、「場」(自然、生活、教育、地域、社会のつながり)、「人と人」のつながり、「課題」のつながり、そして「主体」のつながりを意識することが重要です。そして、これらがもつ特性を途切れることなく相互につながりをもたせ、幼児期から高齢期まで生涯を通じて、ライフステージに応じた、学びや実践などを進め、効果の高い施策の推進を図る必要があります。

おもいやる

視点3 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を図る。

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題は、その解決に向けては、広域的な対応がとても重要です。

琵琶湖の水源かん養や水質や生態系保全に向けては、特に、琵琶湖・淀川流域の関係自治体などとの関わりをさらに強めていく必要があります。琵琶湖下流の人々が「水」を使う際に、水道の蛇口の向こうに、その「源」である琵琶湖に思いを馳せながら使用すること。また、これと同様に、私たちが、電気のスイッチを入れるときには、その電気がどこで作られ、運ばれてきているのかに思い致し、感謝をすること。供給側(上流)と需要側(下流)が互いに思いやりと感謝の気持ちをもって大切に「水」や「電気」などに接する。様々な場面で、このような、連携・協力を進めることが重要だと考えます。

その意味において、平成22年12月に設立された関西広域連合や近畿圏だけでなく中部圏各県との連携は、広域的な環境課題を解決する上で重要であり、これまで以上に積極的に進めていく必要があります。

ひろめる

視点4 地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

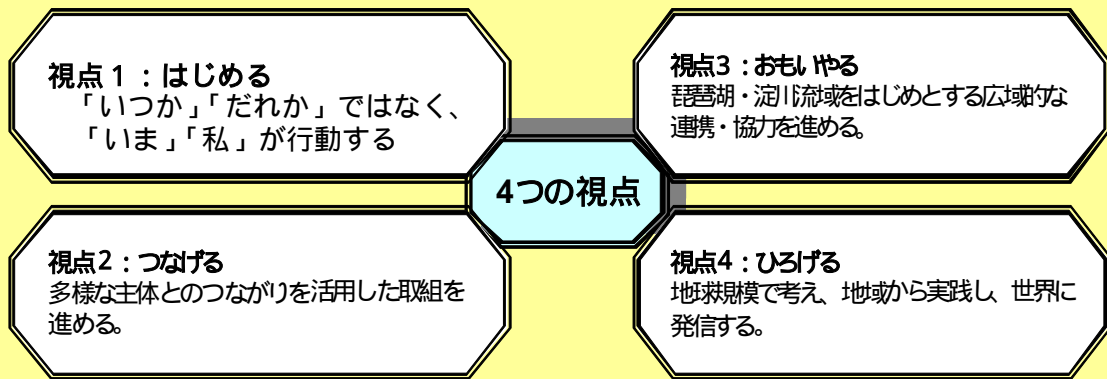
地球温暖化などの地球環境問題の多くは、私たち一人ひとりのライフスタイルや工業・商業活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因するものです。

私たちは、身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを地域から考え、自分たちにできることを着実に実践しなければなりません。

環境問題は、国内外の各地で生じており、グローバルワイドな課題がたくさんあります。本県には、これまでから、琵琶湖条例の制定や琵琶湖環境科学研究センター、(公財)国際湖沼環境委員会など、水環境保全等で得てきた経験や知識・技術の蓄積が豊富にあります。

これらの知見を、様々な機関との連携のもと、あらゆる機会を通じて、国内外に発信していくことは、滋賀・琵琶湖を知ってもらう良いきっかけともなるとともに、環境問題を県民・事業者とともに克服してきた環境先進県としての責務でもあると考えられます。

【4つの視点～イメージ図】



2 関係諸計画への確実な位置付け

本計画に掲げた基本目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の目標や施策の方向を反映させるものとします。

* 以下本日（9月13日）審議事項（論点3）に関する部分です。

3 計画の進行管理について

(1) 環境関連の分野別計画による進行管理

(2) 県政世論調査による環境施策の満足度調査による評価

4 滋賀県庁環境マネジメントシステム

ISO14001に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、県の事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取り組み（個別計画・指針など）の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取り組みに応じた推進体制とPDCAサイクルに基づく進行管理を行っています。

主に以下の5つの部門に分けて推進しています。

総合的な環境保全施策の推進

事業活動における積極的な環境配慮の実施

環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進

・グリーン購入の推進

・省エネ、省資源等の推進

環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止

